

## 1 事業名

所沢市介護保険条例の一部改正

## 2 事業の概要

令和2年4月からの消費税率引上げの満年度化を受け、介護保険法施行令が一部改正されたことに伴い、公費による低所得者の介護保険料軽減制度について、軽減強化の完全実施に向け、減額賦課に係る減額幅の基準が定められたため、所要の改正を行うものである。

併せて、租税特別措置法等の一部改正に伴い、延滞金に係る用語である「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」に改められたことから、所要の改正を行うものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

介護保険法、介護保険法施行令、租税特別措置法

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

添付資料

- ・新旧対照表
- ・公費による低所得者の介護保険料軽減について

新

旧

## 議案第60号 所沢市介護保険条例の一部を改正する条例

(保険料率等)

### 第5条 略

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、17,903円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「17,903円」とあるのは、「23,871円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「17,903円」とあるのは、「41,774円」と読み替えるものとする。

### 5 略

#### 附 則

(延滞金の割合の特例)

- 9 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントに満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合に

(保険料率等)

### 第5条 略

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,379円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「22,379円」とあるのは、「31,330円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「22,379円」とあるのは、「43,266円」と読み替えるものとする。

### 5 略

#### 附 則

(延滞金の割合の特例)

- 9 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントに満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割

は、年7.3パーセントの割合)とする。

合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

公費による低所得者の介護保険料軽減について

■第7期(平成30～令和2年度)の介護保険料(年額)			平成30年度		
住民税の課税状況	所得等の状況	段階区分	保険料率	条例上の金額	保険料額 (100円未満切捨て)
世帯全員が非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 80万円以下	第1段階※1	0.45 (0.50)	26,855 円 (29,838 円)	26,800 円 (29,800 円)
	80万円超 120万円以下	第2段階	0.65	38,790 円	38,700 円
	120万円超	第3段階	0.75	44,757 円	44,700 円
本人非課税 世帯に課税者	80万円以下	第4段階	0.88	52,515 円	52,500 円
	80万円超	第5段階 【基準段階】	1.00	59,676 円	59,600 円
本人課税	125万円以下	第6段階	1.15	68,628 円	68,600 円
	125万円超 200万円未満	第7段階	1.25	74,595 円	74,500 円
	200万円以上 300万円未満	第8段階	1.50	89,514 円	89,500 円
	300万円以上 400万円未満	第9段階	1.70	101,450 円	101,400 円
	400万円以上 600万円未満	第10段階	1.85	110,401 円	110,400 円
	600万円以上 800万円未満	第11段階	1.95	116,369 円	116,300 円
	800万円以上 1,000万円未満	第12段階	2.05	122,336 円	122,300 円
1,000万円以上	第13段階	2.15	128,304 円	128,300 円	

令和元年度(半年分の軽減実施)			
段階区分	保険料率	条例上の金額	保険料額 (100円未満切捨て)
第1段階※1	0.375	22,379 円	22,300 円
第2段階	0.525	31,330 円	31,300 円
第3段階	0.725	43,266 円	43,200 円

【公費負担割合】 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

平成30年度保険料額と比較した軽減額

段階区分	軽減幅	軽減額
第1段階	0.075	4,500 円
第2段階	0.125	7,400 円
第3段階	0.025	1,500 円

令和2年度(軽減の完全実施後)			
段階区分	保険料率	条例上の金額	保険料額 (100円未満切捨て)
第1段階※1	0.300	17,903 円	17,900 円
第2段階	0.400	23,871 円	23,800 円
第3段階	0.700	41,774 円	41,700 円

【公費負担割合】 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

令和元年度保険料額と比較した軽減額

段階区分	軽減幅	軽減額
第1段階	0.075	4,400 円
第2段階	0.125	7,500 円
第3段階	0.025	1,500 円

平成30年度保険料額と比較した軽減額

段階区分	軽減幅	軽減額
第1段階	0.150※2	8,900 円
第2段階	0.250	14,900 円
第3段階	0.050	3,000 円

※1 第1段階については、平成27年4月から保険料基準額に対する割合を0.5から0.45に、公費による保険料軽減を実施している。

※2 元の割合が0.5であり、実質0.2の軽減(軽減額としては、11,900円)となる。

